

(地 I 102)

平成 24 年 8 月 21 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

鈴 木 邦 彦

社会医療法人のへき地要件について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、社会医療法人の認定要件である「救急医療等確保事業」のうち、へき地医療に係る基準につきまして、北海道保健福祉部長から厚生労働省医政局指導課長宛に照会があり、今般、回答が行われました。

回答では、へき地病院からへき地診療所に対する医師の派遣は、労働者派遣法に基づく派遣に限られるものではなく、他に在籍出向による派遣が考えられるとされるとともに、その留意事項も示されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知のうえ、関係社会医療法人等への周知方につきご高配の程よろしくお願い申し上げます。



医政指発0801第1号
平成24年8月1日

北海道保健福祉部長 殿

厚生労働省医政局指導課長

社会医療法人のへき地要件について（回答）

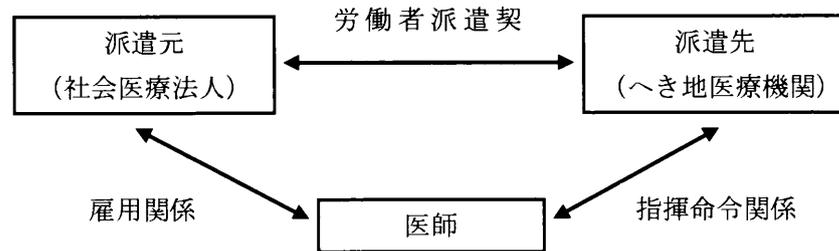
平成24年7月27日医薬第1363号で照会のありました標記について、
下記のとおり回答いたします。

記

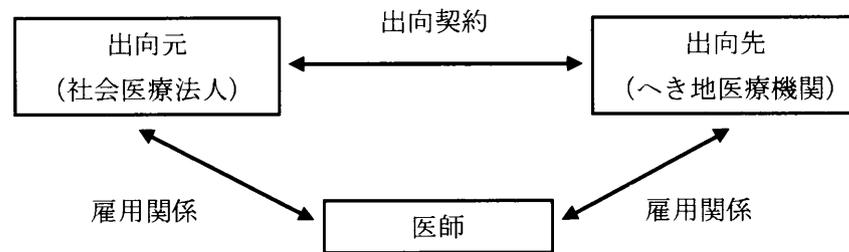
- 1 へき地診療所に対する医師派遣の考え方
へき地病院からへき地診療所に対する医師の派遣については、労働者派遣法に基づく派遣に限られるものではない。
- 2 へき地診療に対する医師の派遣として考えられる方法
へき地診療に対する医師の派遣として、労働者派遣法に基づく派遣以外の方法としては、在籍出向による派遣が考えられる。
在籍出向による派遣は、社会医療法人とへき地の医療機関において、出向契約を締結し、医師をへき地の医療機関に出向させる方法である。出向する医師は、出向元との間の雇用契約関係を保ちながら、出向先との新たな雇用契約関係に基づき、へき地の医療機関でも勤務することになる。
なお、その在籍出向が「業として行われる」場合には、職業安定法第44条により禁止されている労働者供給事業に該当し、法に抵触するおそれがあるため、注意が必要である。また、賃金の支払いをはじめ、労働者保護関係法規等における雇用主としての責任は、出向元事業主、出向先事業主及び出向労働者三者間の取り決めによることになるため、出向契約において、各々の権限と責任を明確に定めておくことが必要である。

(参考) 労働者派遣と在籍出向の差異

- 労働者派遣（派遣元は、労働者派遣法に基づく許可を受けること又は届出書を提出すること）



- 在籍出向





医 薬 第 1 3 6 3 号
平成 2 4 年 7 月 2 7 日

厚生労働省医政局指導課長 様

北海道保健福祉部長

社会医療法人のへき地要件について

社会医療法人の認定に当たっては、救急医療等確保事業に係る業務の基準があり、その一つにへき地医療に係る基準があります。

へき地医療施設が病院の場合、当該会計年度の前会計年度において、へき地診療所に対する医師延べ派遣日数が53日以上であること又はへき地における巡回診療の延べ診療日数が53日以上であること（平成20年3月26日厚労告119号）とされています。

この基準について、次のとおり照会します。

記

- 1 へき地病院からへき地診療所に対する医師の派遣については、労働者派遣法に基づく派遣に限られるのか。
- 2 へき地診療所に対する医師の派遣が労働者派遣法に基づく派遣に限られない場合、他にどのような方法が考えられるか。

連絡先：医務薬務グループ

電話 011-231-4111 ext. 25-352